平成二十四年度の初日から平成二十四年十月三十一日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　豚肉等　四十二万三千二百二十六トン

二　生きている豚及び豚肉等　四十二万三千二百五十三トン

○財務省告示第三百七十四号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第二十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六第二二項に係る物品についての平成二十四年度における輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税の発動日を次のように告示する。

平成二十四年十一月三十日

財務大臣　城島　正光

平成二十四年十二月一日

○国土交通省告示第十三百六十三号

次の信号符字を点附したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

平成二十四年十一月三十日

国土交通大臣臨時代理

国務大臣　郡司　彰

信号符字	船舶番号	船名	点附年月日
7JML	141720	NSS ENDEAVOR	平成24.10.29
7JMP	141730	第八十一明神丸	24.10.18
7JMY	141754	ORE NOUMEA	24.10.24
7JNA	141761	SINCERE SALUTE	24.10.11
7JNF	141783	CORONA INFINITY	24.10.15
7JNG	141786	第一明神丸	24.10.25
JD3403	141750	山形丸	24.10.24
JD3408	141759	第五菱化丸	24.10.11
JD3410	141763	松涛丸	24.10.11
JD3412	141764	大和丸	24.10.10
JD3413	141765	海龍丸	24.10.26
JD3418	141771	第二明彦丸	24.10.12
JD3426	141781	11明純	24.10.22
JD3430	141791	第三大英丸	24.10.30
JD3432	141793	第二青龍	24.10.19
JD3437	141801	清盛	24.10.31
JD3453	134758	大向丸	24.10.10

○国土交通省告示第十三百六十四号

次の信号符字を取り消したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

平成二十四年十一月三十日

国土交通大臣臨時代理

国務大臣　郡司　彰

信号符字	船舶番号	船名	取消年月日
7JID	141279	NSS ADVANCE	平成24.10.4
8KJK	128589	第一礼文丸	24.10.30
8LBZ	123581	しもきた	24.10.26
JEBX	128552	第二恵久丸	24.10.19
JFPD	82902	柏翠丸	24.10.30
JFUJ	137199	福栄丸	24.10.1
JGDL	130523	第六十五清福丸	24.10.24
JKNP	120120	千秋丸	24.10.3
JMUU	134270	乾安丸	24.10.3
JPXB	130215	国東丸	24.10.12
JQIF	121457	かつら	24.10.15
JQWV	121658	しれとこ	24.10.1
JD2071	140120	シャトルすたー	24.10.31
JE2777	125007	第六浦郷丸	24.10.9
JG3707	121473	第3009いかり丸	24.10.9
JI3542	134141	大光丸	24.10.15
JK4408	125888	新永丸	24.10.19
JK4846	129650	第一浦郷丸	24.10.5
JK5269	134036	吉祥丸	24.10.9
JL5742	130566	こんぴら丸	24.10.26
JL5801	130677	たかまつ丸	24.10.26
JL5892	131466	第八光輝丸	24.10.22
JL5896	132121	第七金栄丸	24.10.11
JL5913	130668	川洋丸	24.10.16
JL6052	132141	第一金生丸	24.10.23
JL6161	133930	第三大英丸	24.10.1
JL6180	133923	福祥丸	24.10.11
JL6231	133951	第八長運丸	24.10.15
JL6345	134915	瑞鶴	24.10.16
JM4301	120656	第八開成丸	24.10.2
JM4872	123479	第三十二事代丸	24.10.3
JM5788	130421	龍	24.10.30
JM5943	131331	第一平成丸	24.10.11
JM6219	133486	宮崎丸	24.10.4
JM6328	133609	フェリーなみのうえ	24.10.9
JM6339	133620	第八海龍丸	24.10.19

○国土交通省告示第十三百六十五号

次の船舶国籍証書を無効としたので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第四十一条第二項の規定により告示する。

平成二十四年十一月三十日

国土交通大臣臨時代理

国務大臣　郡司　彰

証書番号	証書の交付日	船舶番号	船名
4538	昭和53.8.22	119930	第八いげす丸
A03131180	平成15.11.18	119347	第三十六つばめ丸

○環境省告示第百六十四号

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号）第二十六条第二項第二号ホ及び第三十二条第二号の規定に基づき、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則第三十二条第二号の規定による環境大臣の確認の要件等の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十四年十一月三十日

環境大臣　長浜　博行

（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則第三十二条第二号の規定による環境大臣の確認の要件の一部改正）

第一条　平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則第三十二条第二号の規定による環境大臣の確認の要件（平成二十三年十二月環境省告示第百五号）の一部を次のように改正する。

本則中「、事故由来放射性物質（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第一条に規定する事故由来放射性物質をいう。）による汚染状態が規則第十四条に規定する基準に適合しないおそれが少ない廃棄物（同法第二条第二項に規定する廃棄物をいう。）の焼却施設であることとする。」を「、次のいずれかに該当することとする。」に改め、本則に次の二号を加える。

一　ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻を生ずる廃棄物（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第二条第二項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）の焼却施設であって、当該ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻の事故由来放射性物質（同法第一条に規定する事故由来放射性物質をいう。以下同じ。）による汚染状態が規則第十四条に規定する基準に適合しないおそれが少ないこと。

二　廃棄物の焼却施設（前号に規定するものを除く。）、廃棄物の溶融施設、熱分解施設若しくは焼成施設（焼却施設に当たるものを除く。）又は汚泥の脱水施設であって、次のいずれにも該当するものであること。

イ　廃棄物を処分するために処理したものを生ずる場合にあっては、当該処理したものの事故由来放射性物質による汚染状態が規則第十四条に規定する基準に適合しないおそれが少ないこと。

ロ　処分に伴い生じた排ガスを排出する場合にあっては、当該排ガスの排出口における当該排ガス中の事故由来放射性物質の三月間の平均濃度が生活環境の保全上支障を生じないものであることが明らかであると認められること。

ハ　処分に伴い生じた排水を放流する場合にあっては、当該排水の排出口における当該排水中の事故由来放射性物質の三月間の平均濃度が生活環境の保全上支障を生じないものであることが明らかであると認められること。

（雨水その他の水が浸入した場合に溶出する事故由来放射性物質の量が少ない特定廃棄物の要件等の一部改正）

第二条　雨水その他の水が浸入した場合に溶出する事故由来放射性物質の量が少ない特定廃棄物の要件等（平成二十四年一月環境省告示第三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第二十六条第二項第二号ホ⑵」を「第二十六条第二項第二号ホ⑵㈡」に改める。